

流通健全化 図示化資料（簡易フロー）

A. 新台：新台販売～納品、設置業務				
業務の流れ	委託可能先	運用		使用帳票
		4 / 1 以降の運用	特記事項	
売買契約／保証書発行 保証書作成	 新台販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風営法、関係法令、加盟組合の内規を遵守する旨が記載された契約を締結すること。 [委託規程] <ul style="list-style-type: none"> ● 遊技機の販売 = 新台販売業者に委託。 ● メーカーは、1次2次販売業者を「新台販売業者」として加盟組合に報告。 	売買契約書の裏書に変更があります。	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 検定を受けた型式に属する遊技機として、営業所に「設置」されることを保証。 	保証内容が、「設置」が記載に。	《様式変更》 『保証書』（共通）
変更承認 出荷		<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊技機の梱包セキュリティの向上に努める。 		《様式変更》 『遊技機運送管理票』（回胴式遊技機）
運送 納品	 指定運送業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 『遊技機運送管理票』の運用。 ※ 遊技機の梱包セキュリティの向上に努める。 ※ 別途、加盟組合の内規に従うこと。 [委託規程] <ul style="list-style-type: none"> ● 委託先 = 遊技機運送事業協同組合連合会（運送事業連合会）傘下の組合に加盟している業者に限る。 ● 備車 = 予め、メーカーの承認を得ること。（規定あり） ● メーカーは、1次・2次運送会社を指定運送業者として、加盟組合に報告。 	運送事業連合会傘下の組合に加盟している運送業者にのみ委託。 ※ 1次・2次に関わらない。	『遊技機運送管理票』（ばちんご遊技機） 『遊技機受渡書』（ばちんご遊技機）
設置 設置作業 設置確認 NEW	 新台販売業者  設置確認・点検確認業者  特例営業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置した遊技機が、検定を受けた型式であることの設置確認の実施。（設置確認） ■ 作業従事者の厳格な管理。 <ul style="list-style-type: none"> ・作業内容の説明 ・作業従事者の確認 ・適切に作業を行うことの誓約（作業従事者の誓約） ■ 『遊技機設置確認書』の運用。 [委託規程] <ul style="list-style-type: none"> ● 設置確認業務の委託先 = 新台販売業者、又は設置確認・点検確認業者に限る。 ● 設置確認業務の実施者 = 委託業者に所属している「取扱主任者」に限る。 ● メーカーは、1次・2次業者を、設置確認・点検確認業者として加盟組合に報告する。（新台販売業者として報告した業者を除く） 	設置確認者は、製造業者の外、左記の委託業者の取扱主任者に限定。 設置作業者は、上記の設置確認者に管理された者に限定。 ※ 特例営業者を除く。	《変更》 『遊技機設置確認書』（回胴式遊技機） 《新規》 『遊技機設置確認書』（ばちんご遊技機）
※ 開店 開店				

- 指定運送業者 遊技機運送事業協同組合連合会傘下の組合に加盟している業者
- 新台販売業者 日遊協の登録販社で、かつ全商協又は回胴遊商に加盟している業者
- 設置確認・点検確認業者
 - A) 新台販売業者
 - B) 遊技機の取扱に従事する従業員に対する「取扱主任者」の割合が30%以上で、かつ、製造業者の推薦がある者

B. 部品交換：交換作業～点検確認業務（変更承認申請部品）				
業務の流れ	委託可能先	運用		使用帳票
		4/1以降の運用	特記事項	
<p>部品注文</p> <p>↓</p> <p>保証書作成</p>				
<p>変更承認申請</p>				
<p>交換作業</p> <p>↓</p> <p>点検確認 NEW</p> <p>↓</p> <p>ア</p>	<p>■ 交換作業 = 規定なし</p> <p>■ 部品交換した遊技機が、検定を受けた型式であることの確認を行うこと。（点検確認）</p> <p>■ 『部品交換確認書』の運用。</p> <p>※変更承認申請を行っていることの確認。（帳票）</p> <p>[委託規程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 点検確認業務の委託先 = 新台販売業者、又は設置確認・点検確認業者に委託。 ● 点検確認業務の実施者。 <ul style="list-style-type: none"> ・新台販売業者 = 取扱主任者 ・設置確認・点検確認業者 = 取扱主任者 ・特例営業者 = 取扱管理者 ● メーカーは、1次・2次業者を、設置確認・点検確認業者として加盟組合に報告する。（新台販売業者として報告した業者を除く） 		<p>部品交換後に、点検確認が必要。</p> <p>なお、特定部品（別表）の部品は、左記の業者のみ点検確認を行うことができる。</p>	<p>【様式変更】</p> <p>『保証書』（部品用）</p> <p>【新規】</p> <p>『部品交換確認書』（ぱちんこ遊技機）</p> <p>【新規】</p> <p>『部品交換確認書』（回胴式遊技機）</p>
<p>交換作業</p> <p>↓</p> <p>点検確認 NEW</p> <p>↓</p> <p>ア</p>	<p>■ 交換作業 = 規定なし</p> <p>■ 部品交換した遊技機が、検定を受けた型式であることの確認を行うこと。（点検確認）</p> <p>■ 『部品交換確認書』の運用。</p> <p>※変更承認申請を行っていることの確認。（帳票）</p> <p>[委託規程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 点検確認 = 新台販売業者、設置確認・点検確認業者又は、指定営業所に委託。 ● 点検確認者は、委託先により異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ・新台販売業者 = 取扱主任者 ・設置確認・点検確認業者 = 取扱主任者 ・特例営業者 = 取扱管理者 ・指定営業所 = 遊技機管理員（取扱主任者）※注1 ※注1 当面の間、営業所の取扱主任者又は営業所管理者 ● メーカーは、1次・2次業者を、設置確認・点検確認業者として加盟組合に報告する。（新台販売業者として報告した業者を除く） 		<p>部品交換後に、点検確認が必要。</p> <p>なお、特定部品以外の部品は、「指定営業所」の遊技機管理員も点検確認を行うことができる。</p>	<p>【新規】</p> <p>『部品交換確認書（指定営業所用）』（ぱちんこ遊技機）</p> <p>【新規】</p> <p>『部品交換確認書（指定営業所用）』（回胴式遊技機）</p>
<p>※開店</p> <p>ア → 開店</p>				

- 新台販売業者 日遊協の登録販社で、かつ全商協又は回胴遊商に加盟している業者
- 設置確認・点検確認業者 A) 新台販売業者
B) 遊技機の取扱に従事する従業員に対する「取扱主任者」の割合が30%以上で、かつ、製造業者の推薦がある者
- 指定営業所 特定部品以外の部品交換を、製造業者から委託された、遊技機管理員を保有している営業所